

令和 7（2025）年 3 月 2 4 日から、下記事項が変わります！

1. 都道府県分手数料の改正

旅券法施行令の一部改正（令和 6 年 6 月公布）により、都道府県分の手数料の標準額が改定されました（※）。
※令和 7 年 3 月 2 4 日からすべての都道府県においてオンラインでの新規申請の受付が開始されることに伴い、都道府県旅券事務所の業務内容と関連事務経費にかかる調査結果を踏まえ改定されたもの。
これに伴い、栃木県手数料条例の一部が改正され、都道府県手数料が現在の 2, 0 0 0 円から書面による申請の場合は 2, 3 0 0 円に、オンライン申請の場合は 1, 9 0 0 円になります。

【参考】令和 7 年 3 月 2 4 日申請分からの旅券手数料

		国分手数料	県分手数料		合計額	
			(改正前)	改正後	(改正前)	改正後
1 0 年有効旅券	書面申請	1 4, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円	2, 3 0 0 円	1 6, 0 0 0 円	1 6, 3 0 0 円
	オンライン申請			1, 9 0 0 円		1 5, 9 0 0 円
5 年有効旅券 (1 2 歳以上)	書面申請	9, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円	2, 3 0 0 円	1 1, 0 0 0 円	1 1, 3 0 0 円
	オンライン申請			1, 9 0 0 円		1 0, 9 0 0 円
5 年有効旅券 (1 2 歳未満)	書面申請	4, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円	2, 3 0 0 円	6, 0 0 0 円	6, 3 0 0 円
	オンライン申請			1, 9 0 0 円		5, 9 0 0 円
残存有効期間 同一旅券	書面申請	4, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円	2, 3 0 0 円	6, 0 0 0 円	6, 3 0 0 円
	オンライン申請			1, 9 0 0 円		5, 9 0 0 円

※令和 5 年 3 月 27 日以降に申請した前回旅券が未交付失効し、失効日から 5 年以内に再度申請した場合は、上記手数料より 6, 000 円（国分手数料 4, 000 円 + 県分手数料 2, 000 円）高くなります。

2. 「2 0 2 5 年旅券」の発給開始

令和 7 年 3 月 2 4 日申請分から、旅券の偽変造対策を強化するため、人定事項ページにプラスチック基材を用いた「2 0 2 5 年旅券」を発給します。

3. 申請から受領までの日数の変更

現在、旅券は各都道府県で作成しておりますが、上記「2 0 2 5 年旅券」は国立印刷局において集中的に作成し、各都道府県に配送されます。
そのため、申請から交付までの日数が、これまでの 6 営業日より長くなります。
海外旅行や出張を検討されている方は、早めに旅券の申請をして下さい。

申請から受領までの日数：1 1 営業日（※）

※上記は最短の日数です。天候不良による配送遅延や繁忙期による納期遅延等により、交付日が遅れる場合があります。
※オンライン申請の場合、1 7 時以降の申請は翌営業日受付となります。

4. オンライン申請の対象拡大

現在、旅券のオンライン申請は、旅券の更新（切替申請）のみを受け付けていますが、令和 7 年 3 月 24 日から新規申請についてもオンライン申請の受付を開始します。
また、新規申請の場合は、戸籍謄本を提出する必要がありますが、オンライン申請を利用する場合は、戸籍情報がシステム上で連携されるため、戸籍謄本の提出を省略できます。